

○ 総務省令第百三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年總理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する  
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

## 改正後

## 目次

〔第一章～第六章の二 略〕

第七章 危険物保安監督者及び危険物取扱者（第四十八条～第五十八条の十五）

〔第八章～第十二章 略〕

〔附則 略〕

(高压ガスの施設に係る距離)

第十二条 令第九条第一項第一号二（令第十条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）、令第十一项第一項第一号及び第一号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）並びに令第十六条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める施設及び距離は、それぞれ次の各号に定める施設（当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）及び距離とする。

一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高压ガスの製造のための施設（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下この条及び第二十条の五の二において「水素等供給等促進法」という。）第十二条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けることができる高压低炭素水素等ガス（水素等供給等促進法第十二条の高压低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。）の製造のための施設を含む。）（高压ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第十二条又は液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。）である高压ガスの製造のための施設にあっては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備をいう。）をいう。以下この号において同じ。）及び同条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮・液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をするもの二十メートル以上の二十メートル以上

二 高圧ガス保安法第十六条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない財蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けること

## 改正前

## 目次

〔第一章～第六章の二 同上〕

第七章 危険物保安監督者及び危険物取扱者（第四十八条～第五十八条の十四）

〔第八章～第十二章 同上〕

〔附則 同上〕

(高压ガスの施設に係る距離)

第十二条 令第九条第一項第一号二（令第十条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）、令第十一项第一項第一号及び第一号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）並びに令第十六条第一項第一号（同条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める施設及び距離は、それぞれ次の各号に定める施設（当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）及び距離とする。

一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高压ガスの製造のための施設（高压ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第十二条又は液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。）である高压ガスの製造のための施設にあっては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備をいう。）をいう。以下この号において同じ。）及び同条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮・液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をするもの二十メートル以上の二十メートル以上

二 高圧ガス保安法第十六条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない財蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けること

ができる貯蔵所を含む。) 及び高圧ガス保安法第十七条の二の規定により都道府県知事に届け出で設置する貯蔵所 二十メートル以上

〔三・四 略〕

(避雷設備)

第十三条の二の三 令第九条第一項第十九号 (令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十条第一項第十四号 (同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。) 及び令第十一条第一項第十四号 (同条第二項においてその例による場合を含む。) の総務省令で定める避雷設備は、日本産業規格Z9290-13「雷保護」第三部・建築物等への物的損傷及び人命の危険に適合するものとする。

(水圧試験の基準)

第二十条の五の二 令第十一条第一項第四号 (令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十一条第二項及び令第十二条第一項第五号 (令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。) においてその例による場合を含む。) 及び令第十三条第一項第六号 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項第二十号イにおいてその例による場合並びに令第十三条第二項 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第一号においてその例による場合を含む。) 及び令第十三条第三項 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第一号においてその例による場合を含む。) の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ 当該各号に定める水圧試験とする。

一 高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設 (水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。) である圧力タンク

〔イ・ロ 略〕

〔三・四 同上〕

(避雷設備)

第十三条の二の三 令第九条第一項第十九号 (令第十九条第一項において準用する場合を含む。)、令第十条第一項第十四号 (同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。) 及び令第十一条第一項第十四号 (同条第二項においてその例による場合を含む。) の総務省令で定める避雷設備は、日本産業規格A4201「建築物等の雷保護」に適合するものとする。

(水圧試験の基準)

第二十条の五の二 令第十一条第一項第四号 (令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十一条第二項及び令第十二条第一項第五号 (令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。) においてその例による場合を含む。) 及び令第十三条第一項第六号 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第一号においてその例による場合を含む。) 及び令第十三条第三項 (令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第一号においてその例による場合を含む。) の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ 当該各号に定める水圧試験とする。

一 高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設 (水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。) である圧力タンク

〔イ・ロ 同上〕

(スプリンクラー設備の基準)

第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 開放型スプリンクラーへッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域）をいう。以下この条、第三十二条の五及び第三十五条の二において同じ。）は、百五十平方メートル以上（防護対象物の床面積が百五十平方メートル未満ときは、当該床面積）とすること。

〔三・五 略〕

（避難設備を設置しなければならない製造所等及びその避難設備）

第三十八条の二 令第二十一条の二の総務省令で定める製造所等は、給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第六号の用途に供するもの及び屋内給油取扱所のうち第二十五条の九第一号イの事務所等を有するものとする。

2 令第二十一条の二の規定による前項の製造所等の避難設備の設置の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第六号の用途に供するものにあつては、当該建築物の二階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。

〔二・三 略〕

(スプリンクラー設備の基準)

第三十二条の三 第二種のスプリンクラー設備の設置の基準は、次のとおりとする。

〔一 同上〕

二 開放型スプリンクラーへッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（一の一斉開放弁により同時に放射する区域）をいう。以下この条、第三十二条の五、第三十五条の二及び第三十八条の九第一号イの事務所等を有するものとする。

3 令第二十一条の二の規定による前項の製造所等の避難設備の設置の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第二号の用途に供するものにあつては、当該建築物の二階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。

〔三・五 同上〕

（避難設備を設置しなければならない製造所等及びその避難設備）

第三十八条の二 令第二十一条の二の総務省令で定める製造所等は、給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第二号の用途に供するもの及び屋内給油取扱所のうち第二十五条の九第一号イの事務所等を有するものとする。

2 令第二十一条の二の規定による前項の製造所等の避難設備の設置の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所のうち建築物の二階の部分を第二十五条の四第一項第二号の用途に供するものにあつては、当該建築物の二階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。

〔二・三 同上〕

事業の概要	(表) 給油取扱所構造説明書					
	敷地面積	m <sup>2</sup>	開口	m 奥行	石油空地	有(管器監督・移動計量タンクに注入)・無
敷地面積	m <sup>2</sup>					
給油室	開口	m 奥行				
石油空地	有(管器監督・移動計量タンクに注入)・無					
空地の面積	コンクリート・その他( )					
	構造	建築面積	水平投影面積			
建物の給油取扱所の用に供する部分の構造	壁	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
壁柱	柱	はり	屋根	窓	出入口	
壁柱	柱	はり	屋根	窓	出入口	
建物の一部に給油取扱所を設ける場合の構造	壁	延べ面積	建築面積	壁	柱	床
壁柱	柱	はり				
上階の右無(用途)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
(給油取扱所以外)	(右の場合、屋根又はひさしの方無右(m)・無)					
柱又は壁で区画された部分	(柱又は壁で区画された部分(床又のみが出入りするものと限る。)の床面積(2階以上を含む。))					
建物の右無(用途)	m <sup>2</sup>					
第1号	m <sup>2</sup>					
第2号	m <sup>2</sup>					
第3号	m <sup>2</sup>					
第4号	m <sup>2</sup>					
第5号	m <sup>2</sup>					
第6号	m <sup>2</sup>					
計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
隅形の場又は壁	構造等	床面積	水平投影面積	壁	柱	床
はめごろしヨの右無	有(織入りガラス・その他( ))					

項目	(表) 給油取扱所構造説明書					
	床又は壁で区画された部分の床の床面積	床又は壁で区画された部分(床又のみが出入りするものと限る。)の床面積(2階以上を含む。)	床又は壁で区画された部分(床又のみが出入りするものと限る。)の床面積(2階以上を含む。)	床又は壁で区画された部分(床又のみが出入りするものと限る。)の床面積(2階以上を含む。)	床又は壁で区画された部分(床又のみが出入りするものと限る。)の床面積(2階以上を含む。)	床又は壁で区画された部分(床又のみが出入りするものと限る。)の床面積(2階以上を含む。)
建物の用	用途	m <sup>2</sup>				
第1号	第1号	m <sup>2</sup>				
第2号	第1号の2	m <sup>2</sup>				
第3号	第2号	m <sup>2</sup>				
第4号	第3号	m <sup>2</sup>				
第5号	第4号	m <sup>2</sup>				
計	第5号	m <sup>2</sup>				
隅形の場又は壁	構造等	床面積	水平投影面積	壁	柱	床
はめごろしヨの右無	有(織入りガラス・その他( ))					

項目		型 式	数	道路境界線 からの間隔	敷地境界線 からの間隔
固定給油設備	固定給油設備			m	m
固定給油設備	固定注油設備等			m	m
固定給油設備以外の給油設備	給油配管及び(ホース機器・給油ホース車(台))・給油タンク車				
附隨設備の概要					
電気設備					
消防設備					
警報設備					
避難設備					
事務所等その他の火気使用設備	地盤面を高くし傾斜を設ける措置				
滞留防止措置	地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他( )				
流出防止措置	排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他( )				
専用タンク	可燃性蒸気 回収設備	有・無			
タンク設備	簡易タンク等				
工事請負者 住 所 氏 名	電話				

項目		型 式	数	道路境界線 からの間隔	敷地境界線 からの間隔
固定給油設備	固定給油設備			m	m
固定給油設備	固定注油設備等			m	m
固定給油設備以外の給油設備	給油配管及び(ホース機器・給油ホース車(台))・給油タンク車				
附隨設備の概要					
電気設備					
消防設備					
警報設備					
避難設備					
事務所等その他の火気使用設備	地盤面を高くし傾斜を設ける措置				
滞留防止措置	地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他( )				
流出防止措置	排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他( )				
専用タンク	可燃性蒸気 回収設備	有・無			
タンク設備	簡易タンク等				
工事請負者 住 所 氏 名	電話				

備考1

この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考2 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考3 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

備考4 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第21条の3第3項各号に定める用途をいう。

備考5 専用タンク、原油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書(様式第4)の本文(「構造第4」へ)を添付すること。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を  
次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ  
る規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改正後

## 附 則

(避雷設備の基準に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十二条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するもののうち、規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本産業規格Z九二九〇一三「雷保護－第三部..建築物等への物的損傷及び人命の危険」」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）「建築物等の避雷設備（避雷針）」」とする。

2 この省令の施行の際現に法第十二条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するもののうち、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本産業規格Z九二九〇一三「雷保護－第三部..建築物等への物的損傷及び人命の危険」」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）「建築物等の避雷設備（避雷針）」」とする。

## 改正前

## 附 則

(避雷設備の基準に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十二条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するもののうち、規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本産業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）「建築物等の避雷設備（避雷針）」」とする。

2 この省令の施行の際現に法第十二条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するもののうち、十六号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本産業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）「建築物等の避雷設備（避雷針）」」とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第十三条の二の三の改正規定及び第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和七年四月一日に現に消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所の避雷設備又は令和八年三月三十日までにその工事に着手する製造所、貯蔵所若しくは取扱所の避雷設備のうち、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第十三条の二の三に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。